

十六アジアレポート 2017年10月号

2017年10月2日

十六銀行 法人営業部 海外サポート室

《 目 次 》

< 駐在員レポート >

1. 上海：「『2017 大連-地方銀行合同ビジネス商談会』を開催」 上海駐在員事務所
2. 香港：「香港の雇用事情」 香港駐在員事務所
3. シンガポール：「新大統領誕生に見る多民族国家シンガポール」 シンガポール駐在員事務所
4. バンコク：「最近の日本食事情」 バンコク駐在員事務所
5. ベトナム：「ベトナムにおける原材料・部品の現地調達率について」
ベトナム投資開発銀行 ジャパンデスク 伊藤 信介
6. インドネシア：「インドネシア国際オートショー2017」
バンクネガラインドネシア ジャパンデスク 今井 敦士
7. 為替相場情報

本書中の情報は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行及び執筆者はその正確性を保証するものではありません。また、本書中の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

1. 上海:『2017 大連-地方銀行合同ビジネス商談会』を開催」

上海駐在員事務所

9月15日(金)に中国遼寧省大連市にて、当行を含む地方銀行17行及び大連市人民政府と合同で「2017 大連-地方銀行合同ビジネス商談会」を開催しました。今回は、このビジネス商談会の様子をご案内します。

■日本の地方銀行17行、大連市人民政府、中国国際貿易促進委員会大連市分会の協力により開催

中国でパートナーを探している企業や中国市場での調達、販路開拓を目指している企業を対象に、中国企業・日系企業との個別商談会を実施しました(昨年までと同様、商談会参加費用は無料)。

今年は、日系企業123社(うち当行お取引先10社)が出展しました。主催団体の1つである大連市人民政府や、協賛団体の中国国際貿易促進委員会大連市分会、大連市中日経済合作交流協会、中国銀行大連市分行、中国交通銀行大連市分行、大連華展展覽服務有限公司が中国企業へお声掛けした結果、中国企業219社が来場し、1,516件の商談が行われ、盛況のうちに幕を閉じました。



【開会式の様子】

■ビジネス商談会の特徴 ～出展企業の希望業種、希望内容に合わせた個別マッチングを実施～

- ①出展企業が希望する商談情報をヒアリング
- ②主催行、各協賛団体を通じて①の情報を活用し、中国企業を募集
- ③「中国企業と出展企業(日系企業)」及び「出展企業同士」の個別商談を事前に設定

出展企業の商談情報として、販売・調達の区別を含めた商談内容、商談したい相手企業の業種や取扱う商材をヒアリングし、その内容を基に中国企業が大連市人民政府や協賛団体を通じて商談申込をする仕組みとなっています。そのため自由来場形式の商談に比べて、より精度の高いマッチングをご案内できます。

また、営業エリアの異なる地方銀行各行のお客さまが多数出展されますので、出展企業同士の商談にお応えできる場合もあり、中国企業との取引を希望されるお客さま、日系企業との取引を進めたいお客さま、双方のニーズにお応えしています。



【商談の様子①】

このビジネス商談会は出展企業毎に商談用のテーブルを用意し、1コマ当たり25分の商談を最大11コマまで設定できます。すべてのコマが商談で埋まるとは限らないため、空いている時間を利用して、他の出展企業のテーブルを訪問することも可能です。また、中国企業に混ざって来場企業として参加し、出展企業のテーブルを訪問することも可能で、目的に応じて商談会を活用することができます。

■出展企業の感想

出展企業123社の内訳は工業系販売ニーズのある企業59社、工業系調達ニーズのある企業24社、食品関連企業30社、その他業種10社でした。当行からは工業製品関連が9社、その他業種が1社出展され、10社のうち4社は大連以外の国と地域（日本、上海、江蘇省）から出張で出展されました。商談実績として、当行からの出展企業は合計172件の商談を行い、商談会終了後に回収したアンケート結果によると、172件中53件の商談で「今後につながる商談」と回答頂き、1件は「商談がまとまった」とのことでした。



【商談の様子②】

当日の限られた時間内で話をまとめることは難しいものの、商談会後に感想を伺ったところ、下記のコメントを頂き、商談会をひとつの契機として活用頂けたように思われます。

出展企業から頂いたコメント
目当ての中国企業を紹介して頂き、今後のビジネスにつながる出会いとなりました。
商談相手から調達を考えており、早速来週訪問してもらおうこととなりました。
商談会の場で見積り依頼を受け、来週にでも成約となりそうです。手ごたえのある商談でした。
多くの企業と情報交換ができ、次回も参加したいと思えます。

■熱気あふれる商談会場

大連地域には金属加工業、機械加工業、食品製造業及び商社が集積しており、こうした企業には多くの中国企業からの商談申込が見られました。また、今回のビジネス商談会を実りあるものにすべく、商談スケジュール外での訪問や、来場予定の中国企業リストから商談の逆指名をする出展企業も多数いらっしゃいました。

国土面積が大きく、地域毎に発展の度合いが異なる中国では、地域毎に集積している産業やニーズも異なります。中国各地での商談会や交流会にご参加いただくことは、お客様の効率的な中国ビジネスの展開、情報収集にきっとお役に立てるものと思います。

なお、詳細は未定ですが、「大連-地方銀行ビジネス商談会」は、今後も継続的に開催する予定です。年々、中国企業の商談ニーズには変化が見られることも実態ですので、回を重ねるごとにアレンジを加え、来年以降も開催したいと考えておりますので、今後とも積極的にご活用いただきますようお願い致します。

2. 香港:「香港の雇用事情」

香港駐在員事務所

最近日本のメディアでは、「働き方改革」というフレーズをよく見聞きします。長時間労働による過労死の問題や、違法残業の問題、人手不足といわれつつもなかなか上昇しない賃金など、労働に関するさまざまな議論も盛んに見られるようになってきました。今回はその「働き方」について、雇用側から日本と香港を比較してみたいと思います。

【雇用体系】

日本の雇用体系の特徴である「年功序列」、「終身雇用」、「企業内組合」は日本的経営の「三種の神器」とよばれました。高度成長期からバブル時代までを支えてきたこの雇用体系は、日本の経済成長の原動力とされ、当時は世界中から絶賛されていました。ちょうど私の大学生時代、「24時間働けますか〜、ジャパニ〜ズ・ビジネスマ〜ン」のCMが流れていた頃ですが、大学でこうした「日本的経営の特徴」をとりあげた授業も多く行われていました。あれから約30年、かなりの変化はありましたが、これらの特徴はまだ根強く残っているように感じます。近頃話題になる「生産性の低下」や「長時間労働」という問題は「年功序列」や「終身雇用」が影響しているという見方もできますし、賃金がなかなか上がらないのは「企業内組合」で従業員の声が小さいことや、「終身雇用」で転職しにくい環境が要因となっているとも考えられます。

香港の雇用体系は、基本的には欧米スタイルです。雇用に関する条例はとてもシンプルで、最低賃金（時給）は決まっておりますが、労働時間の定めはありません。極論すると、雇用側と労働側が合意すれば、1日の雇用時間を12時間にも14時間にもすることができます（ただし、週1回以上の休日を定めるという決まりはあります）。他方で、雇用の際には会社の就業規則を提示し、業務範囲を定めた雇用契約書を締結します（口約束でも可です）。そして毎年一定の時期に向こう1年の賃金を雇用側と交渉します。組合があるところ（あるところは多くありません）では、組合で一律賃金上昇率の交渉を行います。それに基づき、個人が上司と賃金の交渉をします。「組合標準が〇%で、私は色々頑張ったから□%上乗せしてください」と従業員が強く主張することも多いそうです。実際、他社の人から「普段良好な関係を築いていると思っていたのに、賃金交渉になると従業員が豹変する」などといった話をよく聞きます。

【福利厚生】

香港でも日本と同じように良質の従業員を確保するために、住宅手当のような福利厚生を用意している会社もあります。その中で非常に一般的な福利厚生が「傷病保険」です。限度額は大きくありませんが、通院や入院の際の医療費が支払われる保険を、会社による保険料負担で従業員に付保しています。日本ですと健康保険がありますので、それ以上の保険への加入は通常個人で行いますが、香港には公的保険はありませんので、福利厚生制度としてよく設けられているようです。なお、会社までの「交通費」は、日本では通常会社が賃金とは別に実費もしくは実費の一部を負担しますが、香港では交通費は従業員の負担であることが一般的ですので、会社が交通費を支給する場合は立派な「福利厚生」となります。

【人件費】

従業員の立場から人件費を考えると、従業員に支給される給料の手取りが会社側の支払いであるように思えますが、日本の会社は社員を雇用するのに給与以外にも相当の支出をしています。給与明細を見ていただくと、給与総額から税金以外に天引きされるものがたくさんあるかと思います。健康保険、介

護保険、厚生年金、労働保険、退職積立・・・、これらは従業員も負担しますが、会社も負担しています。例えば厚生年金なら従業員負担:雇用主負担=1:1で、従業員と同じだけ会社も支出しています。いわゆる法定福利費です。日本で従業員を雇用すると、世間一般では福利厚生費も含めて、支給する給与の1.5倍~2倍の出費になるといわれています。厳しい上司が「給料の2倍働け!!」と激励しても、2倍では足りないということです。

香港の給与明細は驚くほどシンプルです。給料、諸手当などの支給側は会社それぞれに色々あるのですが、控除側は「MPF 拠出金」のみであり、税金も個人で納付するため、会社は源泉徴収をしません（日本の給与支払報告書のようなものを1年に1回税務局へ提出しています）。このMPFとは、公的年金制度で日本の確定拠出年金と同様の制度です（詳細は右記のとおり）。このシンプルな給与の制度は、外資企業が香港拠点を置く際、他国と比べて非常に優位となっています。

MPFの仕組み	会社負担	社員負担	支給時期
強制積立	5%	5%	65歳まで支給凍結 Full Vesting

給与 20,000 香港ドルの場合	
会社負担 1,000 香港ドル	社員負担 1,000 香港ドル
↓	↓
会社支出 21,000 香港ドル	従業員手取り 19,000 香港ドル

【雇用の流動性】

日本は雇用の流動性が低いといわれます。大企業に就職するには、中途採用など少しの例外を除けば新卒時の1回だけがチャンスであり、転職すると大抵は給与や地位が下がるため、なかなか転職はできません。従って、よほどのことがない限り、現状を我慢する労働者が多いように思われます。

香港では、例えば9月が新卒の時期ですが、学校を出てすぐに就職するとは限りません。最も多いのはインターンで何社か短期の労働経験を積んで、自分の求める就職先を探すというパターンようです。そして、香港の若者は若いうちに何度も転職します。履歴書の職歴が多いほど「経験を積んでいる」と評価されるのです。日本だと「定着しない」と敬遠されますが、香港企業は「人を育てる」ではなく「育った人を雇う」ので、日本とは従業員に求めるものが違います。また、今の日本の管理職に多い状況だと思いますが、実力がついてきているのに昇格したいのにポストが空いていない場合、他社でそのポストの求人があれば転職します。日本ではこういった管理職の求人はほとんどないものと思われます。

また日本では、会社側からの解雇はなかなか難しいですが、香港では解雇の基準についての法律がありますので、むやみにはできませんが、経営者の意向に沿わない従業員は通知をし、双方合意のもと1か月分の給料を払って解雇するのが一般的です。中途採用の市場が開かれているため、従業員側も勤務先ともめるよりお金をもらって次の職を探すほうがよい、という判断になるようです。

日本と香港、かなり両極端のようですが、香港企業でも日本企業のように従業員に手厚く、終身雇用のような会社もありますし、日本でも最近の新興企業は欧米スタイルに近い場合も多いと思われます。日本はモノやサービスの質が良いといわれますが、香港と比べ、私もそのように感じます。欧米スタイルでは末端の従業員の定着が悪く、教育が行き届かないために質が向上しないように感じますし、そうした企業ばかりのため社会全体がそれでいいとなります。従業員を育てる日本の経営は質の向上の面では有利ですが、今度は労働生産性が低いといわれます。これは、日本の従業員が働いてないという意味ではなく、主にモノやサービスの利幅が薄く、賃金も割安であることが原因であり、会社と従業員、会社と会社、いずれもが長期的関係を重視する社会であるためだと思います。法律の部分は政府が変えることですが、生産性向上のための「意識改革」は企業単位です。日本式も香港式も一長一短があり、諸外国を参考にしつつ、良いところを導入していけば最高の労務制度にすることができます。このために香港の雇用事情は大変参考になります。

3. シンガポール:「新大統領誕生に見る多民族国家シンガポール」

シンガポール駐在員事務所

シンガポールは多民族国家として知られています。その民族構成は、中華系が74.3%、マレー系が13.4%、インド系・その他が12.3%となっています。そんな同国で去る9月14日、初代大統領を務めたユソフ・ビン・イサーク氏以来のマレー系大統領が誕生しました。初の女性大統領でもある彼女の名はハリマ・ヤコブ、前職は国会議長で、8代目の大統領ということになります。今回は、新大統領誕生に至るまでの経緯に見る、シンガポールの多民族国家としての側面についてご報告します。

1. 大統領という存在

シンガポールの正式名称は「シンガポール共和国」であり、その名の通り共和制を選択しています。行政府の長として首相が置かれており、政治的権限を有している一方、大統領は、多民族国家であるシンガポールを統一する国家の象徴的な存在であり、実際の統治権を保持していません。任期は1期6年で、以前は国会によって選ばれていましたが、1991年に憲法が改正され、国民による直接選挙によって選ばれるようになりました。実際にはじめて直接選挙が行われたのは1993年であり、5代目としてオン・テンチョン大統領が選出されました。なお、歴代大統領の変遷は左の通りです。

【シンガポールの歴代大統領】

代	氏名	民族	在任期間
1	ユソフ・ビン・イサーク Yusof bin Ishak	マレー系	1965年8月9日～ 1970年11月23日
2	ベンジャミン・ヘンリー・シアーズ Benjamin Henry Sheares	その他	1971年1月2日～ 1981年5月12日
3	C.V.デヴァン・ナイール C.V. Devan Nair	インド系	1981年10月24日～ 1985年3月28日
4	ウィー・キムウィー Wee Kim Wee	中華系	1985年9月2日～ 1993年9月1日
5	オン・テンチョン Ong Teng Cheong	中華系	1993年9月1日～ 1993年9月1日
6	S.R.ナザン S.R. Nathan	インド系	1999年9月1日～ 2011年9月1日
7	トニー・タン・ケン・ヤム Tony Tan Keng Yam	中華系	2011年9月1日～ 2017年9月1日
8	ハリマ・ヤコブ Halimah Binti Yacob	マレー系	2017年9月14日～

出所:シンガポール大統領府 HP より筆者にて作成

2. 昨年11月の憲法改正

昨年11月、リー・シェンロン首相は大統領選挙制度改革に関する議会での審議で、少数派民族からの選出機会の確保に触れ、「少数民族社会が自ら、所属する民族からの大統領選出を要求したことはないが、多民族国家を反映した大統領制を確立する必要がある」として、一定の頻度で同国すべての民族（中華系、マレー系、インド系・その他）から大統領が選出されるよう規定した憲法改正案を示し、議会はこれを可決しました。具体的には、5期連続、つまり30年間、ある民族の者が大統領に選ばれていない場合、次の選挙では、その民族に大統領候補適格者がいれば、同民族の候補者だけが大統領選に立候補できることとなりました。同国の歴代大統領で、マレー系はユソフ・ビン・イサーク初代大統領のみなので、この時点で次期大統領選では、マレー系の適格候補が立候補した場合、46年超ぶりにマレー系大統領が誕生することがほぼ確実となりました。

また同時に、大統領選に民間部門から立候補する場合の資格要件のうちの1つを、「過去3年間の平均株主資本が5億シンガポールドル（以下Sドル、約400億円）を上回る企業のCEOを務めた経験があること」とし、それまでの1億Sドル（約80億円）から大幅に引き上げ、厳格化しました。

3. 選挙制度改革をめぐる訴訟

上述の憲法改正については、賛否両論があったようですが、ここでは異を唱えた側の代表例として、

2件の訴訟案件をご紹介します。

まず1件目は、人権派弁護士であるM.ラビ氏が最高裁高等法院に対して起こした訴訟です。ラビ氏は、大統領選挙制度の改正について、「5期連続、ある民族から大統領が選ばれていない場合、次の選挙ではその民族の候補者に限り立候補できる」とした点に関し、国民から公務に就く権利を奪い、民族に基づく差別をしており、「当該憲法が明記する場合を除き、法の下において、あるいは公務における任命や雇用において、シンガポール国民に対し宗教、人種、出自あるいは出生地に基づく差別を禁止する」と規定した憲法第12条2項に違反していると主張しました。ラビ氏は弁護士の開業認定証の更新を行っていなかったため、一般市民として訴訟を起こしましたが、「ラビ氏には訴訟を起こす法的権利はない」として、最高裁高等法院により訴えは却下されました。

2件目は、与党・人民行動党（PAP）の元議員で、昨年次期大統領選に出馬する意向を明らかにしていたタン・チェンボック氏が最高裁高等法院に対して起こした訴訟です。この訴訟は、上記制度の適用時期をめぐるもので、タン氏は「直接選挙制で選ばれた中華系のオン・テンチョン第5代大統領（任期1期、1993～1999年）からカウントすべきだ」と主張。「オン大統領から数えれば、2011年当選のトニー・タン大統領は4期目であり、次期大統領選ではどの民族の候補にも出馬の資格がある」と訴えました。これに対し政府は、「91年の大統領直接選挙制導入時に任期中であった、中華系のウィー・キムウィー第4代大統領（任期1年、1985～1993年）からカウントすべきで、次期選挙ではマレー系の適格候補のみが立候補できる」とし、真っ向から対立しました。判決は「どの任期から5期連続とカウントするかは議会が決定したことであり、また憲法は議会の権限を直接選挙制で選ばれた大統領からカウントしなければならないと制限していない」として、結局一審、上訴審ともにタン氏の訴えは棄却されました。

4. 立候補資格認定をめぐる動き

今回の大統領選では、立候補者がマレー系に限定されるのに伴い、立候補希望者は、コミュニティー委員会に所属する民族の認定を、大統領選挙委員会には立候補資格を、各々事前に申請する必要性がありました。立候補資格認定を申請したのは、ハリマ氏を含めた5人であり、そのうち3人はコミュニティー委員会にマレー系であることを確認されました。しかし残り2人の申請はこの段階で却下。マレー系3人のうち、ハリマ氏以外の2人は、民間部門からの立候補者でしたが、経営する企業の過去3年間の平均株主資本が5億Sドルを上回っていないとしないとする条件を、いずれの会社とも満たしていないとして、最終的には立候補資格がある人物は一人だけだったと首相府選挙局は発表、その後、3年以上政府の要職を務めた経験があるという資格基準を満たす、ハリマ氏が立候補適格の証書を受けたことが明らかになりました。

こうして9月23日に予定されていた大統領選挙は行われることなく、ハリマ氏が無投票当選で新大統領に就任することが決定したというわけです。

5. 国民の反応

こうした選考過程が「民主的ではない」として、一部の国民からは反発も起きているようです。ただ、今般優遇されたマレー系国民の中にも「民族が重要でなくなることが理想。社会が成長し、変化すれば、特定の民族を優遇する制度の廃止を検討できるだろう。そういう時が来ると思う」とする意見もあることから、政府がこうした国民の声に真摯に向き合うことによって、この国を多民族国家としての理想像に一步步近づけていくことを願わずにはいられません。

4. バンコク:「最近の日本食事情」

バンコク駐在員事務所

■日本食レストラン店舗数の推移

先頃、日本食レストラン海外普及推進機構によるタイの日本食レストラン店舗数の調査結果が発表されました。調査結果によれば、2017年6月時点での日本食レストランは約2,800店舗となっています（バンコク都内1,700店舗超、地方1,000店舗超）。

【日本食レストラン店舗数調査】

2017年 業態	バンコク都内				地方				合計			
	'15年	'16年	'17年	前年比	'15年	'16年	'17年	前年比	'15年	'16年	'17年	前年比
和食	408	428	388	90.7	305	325	334	102.8	713	753	722	95.9
ラーメン・中華	218	200	205	102.5	123	144	152	105.6	341	344	357	103.8
すき焼き・しゃぶしゃぶ	167	150	151	100.7	209	194	204	105.2	376	344	355	103.2
焼き鳥・居酒屋	233	249	232	93.2	42	54	58	107.4	275	303	290	95.7
焼肉・BBQ	179	164	146	89.0	92	87	82	94.3	271	251	228	90.8
寿司・海鮮	127	155	200	129.0	21	33	53	160.6	148	188	253	134.6
牛丼・天丼・豚丼	46	50	54	108.0	20	28	36	128.6	66	78	90	115.4
その他	350	357	363	101.7	79	95	116	122.1	429	452	479	106.0
合計	1,728	1,753	1,739	99.2	891	960	1,035	107.8	2,619	2,713	2,774	102.2

(出所)日本食レストラン海外普及推進機構

※前年比(%)

タイの日本食レストラン店舗数は、近隣諸国に比べれば圧倒的に多いのですが、店舗数の伸び率としては、2016年調査においては前年比3.6%増、今回調査においては2.2%増と微増にとどまっています。2009年の調査開始以来、伸び率は2桁で推移しており、2014年調査においては前年比伸び率16.5%増、2015年調査の15.2%増であったことと比較すれば、直近2年は明らかに伸びが鈍化しています。

特にバンコク都内はふるわず、調査開始以来、初めて店舗数が前年割れとなりました。飽和感が強まる中であっても事業者の新規出店意欲は旺盛で、2017年調査期間中のバンコク都内の新規出店数は約330店と前年の約2倍となったものの、競争の激化により退店数も約350店と前年の約2.3倍に増加したため、結果的に店舗数は前年割れとなってしまいました。

一方で、地方の日本食レストラン店舗数は堅調に推移しており、調査開始以来、初めて1,000店の大台を突破しています。バンコク都内の店舗賃料の高騰、慢性的な飲食店人材の不足、最低賃金引き上げに伴う人件費の上昇を嫌って、都内から地方へ店舗を移転する動きや、バンコク都内の競争を避けるため、当初から地方へ出店する動きがあった影響とみられています。

■日本食レストランはまだまだいける？

上記の調査結果からは、一見すると、タイの日本食レストラン店舗数はとうとう頭打ちとなってしまう、日本食レストランの経営環境としては、タイは非常に厳しい環境になってしまった、と読み取れますが、そうとは言い切れないとも思います。

まずもって、タイ国内の日本人居住者や日本人観光客の滞在先は、やはり何と言ってもバンコク都内が圧倒的に多く、シーラチャーやアユタヤ、一部の観光地を除けば、地方に滞在している日本人はそれ程多くないと思われます。バンコク都内の日本食レストラン店舗数が減少し、地方が増加

しているということは、日本人をターゲットとしている（タイ人に受け入れられていない）日本食レストランは飽和状態に達してしまいましたが、タイ人をターゲットとしている日本食レストランはまだ伸びている、とも読み取れます。

バンコク都内では、「居酒屋」「和食」「焼肉」が苦戦していますが、これらの業態は日本人、特に日本人の駐在員をターゲットにしていることが多そうです。一方、「寿司」は大幅に増加していますが、タイ人富裕層を狙った高級店が増加している可能性があります。また、「丼物」「ラーメン」も善戦していますが、実際にこれらの店舗で食事をしているタイ人を見かけるのは、日常当たり前の光景となっています。

従って、タイ人にすでに受け入れられている業態や、味覚、雰囲気等、タイ人に受ける工夫をすることで、まだまだ日本食レストランのビジネスチャンスはあると思います。場合によっては、日本人客層を捨ててでも、タイ人に受ける工夫が必要になってくるのかもしれませんが。

■「ジャパニディスカバリー SYORYUDO」の開催

9月8日～18日にかけて、日本食の販促イベントである「ジャパニディスカバリー SYORYUDO」がバンコク都内の商業施設で開催されました。この手の販促イベントは、バンコク都内では日頃から頻繁に行われていますが、本イベントは他のイベントとは違う特徴が二つありました。

一つ目の特徴は、通常、この手のイベントは「日本側」から企画が持ち込まれて開催されることが多いのですが、本イベントはタイの大手流通業者のモールグループが独自に企画立案し、彼らが売りたいものを提供してくれる日系企業に出展をオファーしていく、という点にあります。一昨年のテーマ「北海道」、昨年の「九州」に続き、開催3年目となる今回は「昇龍道」をテーマに掲げたようで、飛騨牛（岐阜）や手羽先（愛知）等が販売されていました。

2つ目の特徴は、通常、この手のイベントはバンコク都心の商業施設やホテルで開催されることが多いのですが、本イベントの会場は、バンコク都内ではあるものの、いわばタイ人の居住地域、ベッドタウンにある商業施設で開催された点にあります。ターゲットを、タイ人富裕層ではなく、タイ人中間層に明確に絞っていることが窺われました。

■まとめ

日本食レストランの飽和感が強まる中であっても、新規出店数が前年の2倍に達していることから、事業者はまだまだ日本食レストランのビジネスチャンスは十分にあると捉えて「模索」しているようです。また、タイローカル流通業者も、日本食を「需要喚起」の重要なツールと捉え、新たな顧客層の開拓に余念が無いようです。「模索」と「需要喚起」の両輪が回り続ける限り、日本食はまだまだいける、のではないのでしょうか。



<ジャパニディスカバリー会場の様子>

5. ベトナム:「ベトナムにおける原材料・部品の現地調達率について」

ベトナム投資開発銀行 ジャパンデスク 伊藤 信介

9月13日(水)から15日(金)にかけて、ハノイ市内のイベントホールにて「第7回ハノイ部品調達展示商談会」が開催されました。

同展示商談会は、日本貿易振興機構(ジェトロ)とベトナム貿易促進局(VIETRADE)が主催しており、製造業におけるビジネスマッチングのイベントです。ベトナムで部品等の調達を希望する日系企業40社と、日系企業への供給を望むベトナム企業41社が出展いたしました。国際展示会である「NEPCON VIETNAM 2017」、及び工業部品展である「Industrial Components & Supcontracting Vietnam 2017」と同時開催となり、各国の製造業関係者が多数来場し、積極的な商談が行われていました。

アジア・オセアニア地域の原材料・部品の調達状況(製造業のみ) (単位:%)

国・地域名	回答企業数(社)	現地	日本	ASEAN	中国	その他
総数/全体	2,198	46.5	31.0	7.5	6.8	8.2
中国	506	64.7	26.8	2.5	-	6.0
ニュージーランド	28	58.1	14.9	4.3	1.7	21.0
タイ	337	55.5	29.0	2.8	5.1	7.6
台湾	48	55.0	28.7	4.9	8.0	3.4
オーストラリア	50	49.0	16.3	8.5	6.2	20.0
インド	180	48.0	31.5	8.7	4.9	6.9
韓国	88	45.3	40.6	3.4	4.7	6.0
インドネシア	215	40.5	33.8	10.7	5.7	9.3
スリランカ	11	37.9	18.8	8.0	29.3	6.0
パキスタン	17	37.4	17.3	16.0	11.4	17.9
シンガポール	38	36.7	38.0	11.3	7.7	6.3
マレーシア	157	36.0	32.6	13.2	7.8	10.4
ベトナム	339	32.1	35.5	11.9	12.1	8.4
フィリピン	68	26.2	44.7	6.9	8.9	13.3
ラオス	11	23.2	14.3	37.7	19.1	5.7
バングラデシュ	32	22.5	25.9	9.2	32.0	10.4
香港・マカオ	39	17.2	38.5	7.3	27.9	9.1
カンボジア	33	9.2	26.9	26.5	28.3	9.1

(注)回答企業数が10社以上の国・地域。
(出所)ジェトロ調査

※2016年5月時点

ベトナム経済において、製造業における原材料・部品の現地調達率の低さは大きな課題の一つです。日系の各企業は上記のような展示会に参加したり、地場企業の育成に力を入れたりすることで、ベトナムでの現地調達化を推進しています。ジェトロの発表によると、ベトナムにおける日系企業の現地調達率は、2016年に34.2%となっており、2010年の22.4%から大きく上昇しています。しかし、中国やタイの現地調達率が55~65%程度であることと比較すると、依然として低い水準であると言わざるを得ません。ベトナムの日系企業へのアンケートにおいて、今後の原材料・部品調達の方針で「進出先での現地調達率を引き上げる」と答えた企業は75.3%であり、現地調達率を引き上げるに当たり、重要となる調達先としては、「地場企業」が75.4%で、「進出日系企業」の68.5%を上回ったことを見ても、日系企業が現地調達率の上昇、及び地場企業からの調達をいかに重要視しているかが分かります。

ベトナムでの現地調達の低さの主な要因は、地場企業の技術力が日系企業の求める水準に達していないことにあります。特に、電気電子部品や金属部品、プラスチックなどの素材系部品に対する技術が弱く、高度な製品製造の注文を受けられる企業は多くありません。そのため、地場企業が請け負う業務は加工系の仕事が多く、なかでも金型制作や機械加工などの業務が中心となっています。

ベトナムの地場企業が技術力を必要とする製品を作れない理由は、地場の中小企業が使用している機械のほとんどが中古であり、その中古品もほとんどメンテナンスがなされておらず、十分な性能が発揮できていない点にあります。また、仮に日系企業から注文が入り、対応するために新しい機械設備を導入したくても、ベトナム政府の資金不足により、日本の中小企業向け金融公庫のような低金利の施策が少ないため、設備投資することができず、受注を断念せざるを得ないというのが現状です。

こうした状況を改善するためには、今後ベトナム政府がどれだけ地場企業をサポートできるかが重要となってきます。現在の政府の施策は十分であるとは言えませんが、裾野産業の発展のために、商工省では政令作りを準備しており、計画投資省ではジェトロも協力し、地場企業支援の法律案を作成中とのことです。地場企業が成長し、日系企業を始めとした外資系企業からの注文に対応することが出来るようになれば、現地調達率も高まり、ベトナム経済の更なる発展に繋がっていくと思われまます。今後のベトナム政府の施策に期待していききたいと思います。

6. インドネシア:「インドネシア国際オートショー2017」

バンクネガラインドネシア ジャパンデスク 今井 敦士

インドネシアで最大の自動車展示会である国際オートショーが、8月10日から20日にかけてバンテン州南タンゲラン市にある国際展示場で開催されました。同展示会において乗用車24、商用車8の合計32ブランドと10の2輪車ブランド、300を超える自動車関連企業が参加・出展し、3つのブランドで世界初公開の車が発表され注目を集めました。

世界初公開となったブランドは、今年4月に当地で開所式を行った三菱自動車をはじめ、ダイハツ、UDトラックがそれぞれ発表し、他のブランドでも、アジア初、インドネシア初の新型車やコンセプトカーなどが公開されるなど、インドネシアでの販売に力をいれていることが伝わってきました。

インドネシアは、ASEANにおいてタイに次ぐ自動車サプライチェーンが形成されており、ASEANの自動車生産拠点の一つとなっている一方で、自動車販売市場としても注目されています。特に国際オートショーでは、毎年かなりの販売成約が見込まれ、昨年は6兆ルピア（約5百億円）もの販売があったと報じられています。実際に私がオートショーを訪問した際も、あちこちでパンフレットを持った販売員から声をかけられ、商談ブースも多く設けられていました。

インドネシア自動車工業会によると、今年上半期の国内自動車販売台数は、前年同期比0.4%増の534,288台とのことです。その中でも日本車の割合は97%以上を占めています。ただし、今回のオートショーにおいては、メルセデス・ベンツやBMWなど外国車の展示スペースも広く、存在感を出していたのが印象的でした。今後の販売シェア競争について動向が注目されます。



<三菱自動車のエキスパンダー>



<日本車以外の展示場の様子>

各社インドネシアでの自動車販売動向を注視していますが、この国における今後の自動車普及についてはいくつかの課題があると思われます。中でも、当地に住んでいる人が嫌というほど味わっている最大の課題は、交通渋滞です。特にインドネシア中心地であるジャカルタ近辺は最もひどく、工業団地のある東ジャカルタまで40kmぐらいの距離を、長い時だと3時間以上の渋滞にみまわれます。これを解決するにはインフラの整備が必要不可欠ですが、用地の収用などに時間がかかったり、政府に資金が無かったりと早急な解消は難しい状況です。また、自動車製造にかかせない原材料の調達に費用がかかることも、安価での自動車普及に対し、一つの障壁になっていると現地の日系自動車製造会社の社長からもよく聞かれます。

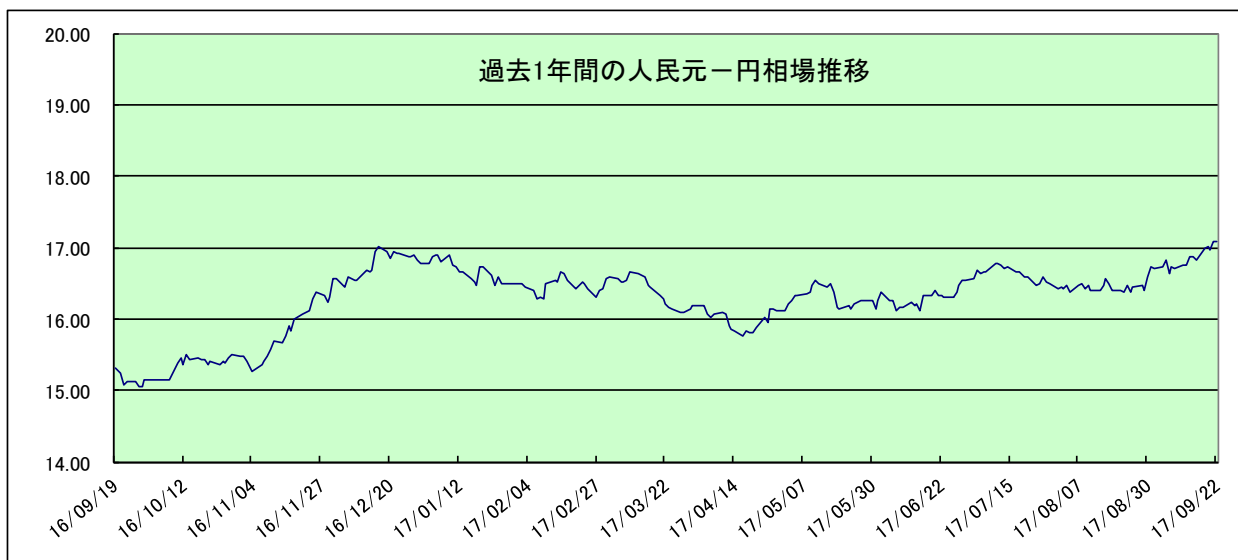
このような課題はあるものの、問題が一つずつ克服され、インドネシアの中間層が増えていけば、市場としての今後のポテンシャルは非常に高いのではないかと感じられます。

7. 為替相場情報

(1) 人民元一円為替相場(中国人民銀行公表仲値)

(単位:1人民元当たりの日本円)

(月)		(火)		(水)		(木)		(金)	
8月28日	16.46768	8月29日	16.40393	8月30日	16.59806	8月31日	16.72800	9月1日	16.70983
9月4日	16.73164	9月5日	16.82312	9月6日	16.63368	9月7日	16.73304	9月8日	16.71123
9月11日	16.74116	9月12日	16.76137	9月13日	16.85886	9月14日	16.88106	9月15日	16.81407
9月18日	16.97908	9月19日	17.00044	9月20日	16.97130	9月21日	17.08292	9月22日	17.07388



上記表、及びグラフはこの公表仲値を便宜的に1人民元当たりの日本円へ換算し直した相場です。

そのため、正式な人民元相場が必要な場合は、中国人民銀行にお問い合わせ下さい。

(2) ドルー円為替相場(当行公表仲値)

(単位:1ドル当たりの日本円)

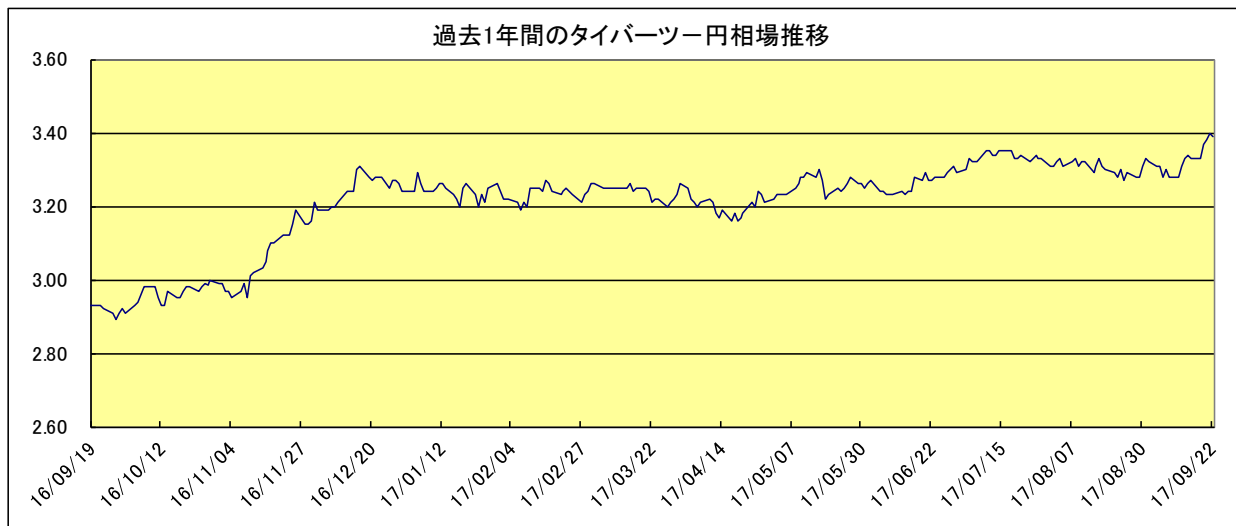
(月)		(火)		(水)		(木)		(金)	
8月28日	109.11	8月29日	108.81	8月30日	109.89	8月31日	110.42	9月1日	110.16
9月4日	109.83	9月5日	109.66	9月6日	108.64	9月7日	109.19	9月8日	108.40
9月11日	108.44	9月12日	109.53	9月13日	110.14	9月14日	110.65	9月15日	110.21
9月18日	-	9月19日	111.46	9月20日	111.63	9月21日	112.53	9月22日	112.24



(3) タイバーツ-円為替相場(当行公表仲値)

(単位: 1バーツ当たりの日本円)

(月)		(火)		(水)		(木)		(金)	
8月28日	3.2800	8月29日	3.2800	8月30日	3.3100	8月31日	3.3300	9月1日	3.3200
9月4日	3.3100	9月5日	3.3100	9月6日	3.2800	9月7日	3.3000	9月8日	3.2800
9月11日	3.2800	9月12日	3.3100	9月13日	3.3300	9月14日	3.3400	9月15日	3.3300
9月18日	-	9月19日	3.3700	9月20日	3.3800	9月21日	3.4000	9月22日	3.3900



(4) インドネシアルピア-円為替相場(参考値)

(単位: 100ルピア当たりの日本円)

(月)		(火)		(水)		(木)		(金)	
8月28日	0.8200	8月29日	0.8200	8月30日	0.8300	8月31日	0.8300	9月1日	0.8300
9月4日	0.8300	9月5日	0.8300	9月6日	0.8200	9月7日	0.8200	9月8日	0.8200
9月11日	0.8200	9月12日	0.0000	9月13日	0.8400	9月14日	0.8400	9月15日	0.8400
9月18日	-	9月19日	0.8400	9月20日	0.8500	9月21日	0.8500	9月22日	0.8500

